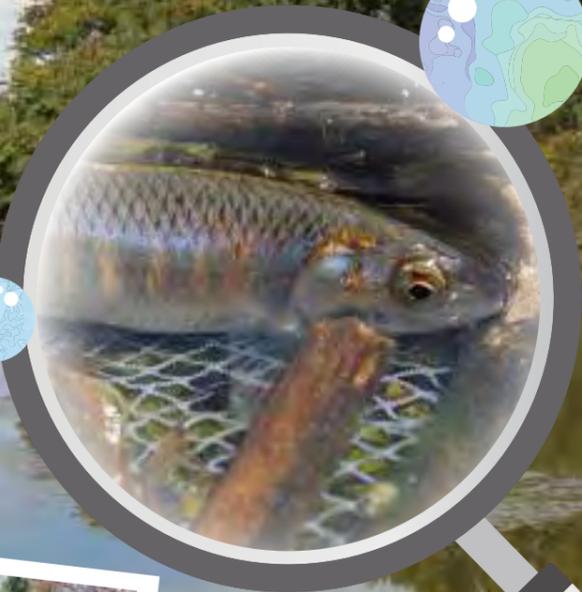




その水の中に
外来種は
居ませんか？



池干しの様子

池干し時や溜め池等の清掃時における外来種流出対策



池干しは溜池などの外来種駆除に一定の効果を見せています。
しかし、安易に池の水を排出し、流すことはとても危険です。
排出している水に外来種が取り残されている可能性があるからです。
排出する水の先にザルや網を設置し、安易に放出しない対策を取ることで、外来種の逸出を防ぐことができます。

外来種流出防止対策



GENTI MIZUKI
【ゲンチミズキ】本体

三段階の異なる目合いを設置することで、
目詰まりせずに小型の生物の流出を防ぎます



0.5mm～1cm 程度の魚まで除去できます

サンリョウ株式会社 <https://3ryou.co.jp>

mail: info@3ryou.co.jp



サンリョウ株式会社
Sanryo

本社
〒510-0815 三重県四日市市野田1丁目8番38号
TEL.059-332-3522 / FAX.059-332-3398

東京営業所
〒125-0052 東京都葛飾区柴又6丁目31-6
TEL.03-6423-9575 / FAX.03-6423-9576

名古屋営業所
〒464-0075 愛知県名古屋市中千種区内山3丁目10-17
TEL.052-829-1101 / FAX.052-829-1118

特定外来種とは・・・？

本来の分布しない地域へ人の手により持ち込まれ、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物を指す

※生きているものに限られ、卵や種子等も含まれる



国内間の移動であっても、本来の分布域外へ持ち込まれた生物は外来種とされる

身近に潜む外来生物

実際に、身近にどのような外来生物がいるかご存知ですか？



外来種による日本の自然への影響

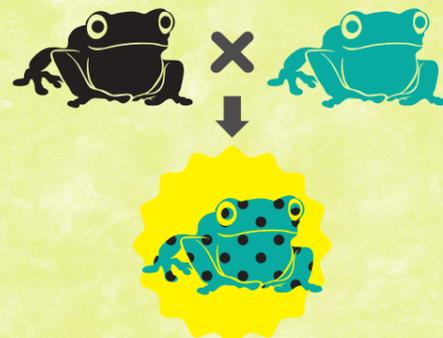
* 生態系の破壊

外来種が日本に定着する事で日本に元々生息していた生物（在来種）の生息域が奪われたり、外来種により食べられてしまったり、日本本来の生物の生活が脅かされ、生態系が破壊されてしまう危険性があります。

【捕食】 在来種を食べる

【競争】 在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする

【遺伝的攪乱】 近縁の在来種と交雑して雑種を作る



平成17年6月特定外来生物法施行（環境法）

正式名『特定外来生物による生態系などに関わる被害の防止に関する法律』

・目的

生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害防止

生物の多様性の保護 / 人の生命・身体の保護 / 農林水産業の健全な発展 / 国民生活の安定向上



被害を及ぼす（可能性がある）生物をリストアップし、飼育や輸入などの規制を行い、特定外来生物の定着拡散などを防ぐ為の法律です。その為の罰則なども定めています

特定外来生物法による規制

※研究の為など特別な許可を受けている場合を除きます。また、許可を得ている場合であっても拡散防止などの対応策が必要です。



法律上の罰則

特定外来生物は野外に放たれ、定着してしまった場合に生態系、農林水産業、観光、人体へ深刻な被害を及ぼす危険性があるため、違反内容に応じて、罰則が定められています

分類	行為（対象：特定外来生物）	罰則（懲役または罰金）	
		個人	法人
輸入関係	許可なく輸入した場合	・3年以下 または ・300万円以下	・1億円以下
	許可なく輸入した場合（※未判定外来生物）	・1年以下 もしくは ・100万円以下	・5千万円以下
販売関係	許可を受けていない者に対して販売や配布をした場合	・3年以下 もしくは ・300万円以下	・1億円以下
飼養関係	許可なく飼養等をした場合（販売・配布目的）	・3年以下 もしくは ・300万円以下	・1億円以下
	許可なく飼養等をした場合（愛がん（ペット）等の目的）	・1年以下 もしくは ・100万円以下	・5千万円以下
	偽りや不正をして飼養等の許可を受けた場合	・3年以下 もしくは ・300万円以下	・1億円以下
放出関係	許可なく野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合	・3年以下 もしくは ・300万円以下	・1億円以下